

議第128号

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年9月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和5年度において県が行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めることにつき、議決を求める。

関係市町名	負担すべき金額
大津市	358,685,690 ^円
彦根市	285,807,918
長浜市	289,754,900
近江八幡市	85,047,776
草津市	197,644,772
守山市	126,831,659
栗東市	111,088,934
甲賀市	97,361,443
野洲市	74,090,701
湖南市	61,359,622
高島市	156,910,000
東近江市	129,846,432
米原市	66,169,988
日野町	22,331,564
竜王町	18,679,205
愛荘町	59,746,470
豊郷町	18,264,464

関係市町名	負担すべき金額
甲良町	13,775,740円
多賀町	17,722,722
計	2,191,120,000

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。